

令和 7 年 5 月 2 6 日

令和 7 年

第 2 回南部町議会臨時会議案

鳥取県西伯郡南部町

令和 7 年第 2 回南部町議会臨時会付議案件

目次（令和 7 年 5 月 2 6 日提出分）

- 議案第 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 1 号 統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結について

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例の一部改正について)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求める。

令和 7 年 5 月 26 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 5 月 日 承認

南部町議会議長 景 山 浩

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和７年３月３１日

南部町長 陶 山 清 孝

南部町税条例の一部を改正する条例

南部町税条例（平成１６年南部町条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第１０項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が
４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために

必要な措置を受けなければならない。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 1 3 項の次に次の 1 項を加える。

1 4 町長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の南部町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求める。

令和 7 年 5 月 26 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 5 月 日 承認

南部町議会議長 景 山 浩

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和７年３月３１日

南部町長 陶 山 清 孝

南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南部町国民健康保険税条例（平成１７年南部町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２３条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結について

統合保育所整備事業造成工事に関する契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南部町条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 6 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 5 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 契 約 の 目 的 統合保育所整備事業造成工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 の 金 額 一金 2 0 9 , 5 5 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 鳥取県西伯郡南部町福成 3 0 2 3 番地
統合保育所整備事業造成工事
TMS・タナカ特定建設工事共同企業体
代表者 水町 直允